



島根県報

令和2年12月11日（金）

号外 第 150 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第734号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県道	十六島直江停車場線	出雲市斐川町直江4867番1地先から同4907番5地先まで	前	メートル 11.20～ 13.60	メートル 52.52	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	11.20～ 17.74	52.52	
〃	三隅井野長浜線	浜田市田橋町276番3地先から同町1235番地先まで	前	4.02～ 10.60	117.83	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	4.53～ 10.60	117.83	
〃	〃	浜田市田橋町1250番地先から同町1255番地先まで	前	4.16～ 22.09	63.66	道路改良工事 拡幅
			後	4.16～ 22.09	63.66	

島根県告示第735号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大田桜江線	大田市大代町新屋383番1地先から同1674番1地先まで	メートル 342.00	令和2年 12月11日	県央県土整備事務所大田事業所	